

- 「子育て支援の充実」  
学校給食費の負担軽減……2面
- 緑のカーテンを始めましょう…3面
- 楽しく育む子育ての輪  
さまざまな支援事業……4-5面
- 新緑を満喫しに出かけよう…6面
- 江戸川クリーン作戦……8面

## 新たに始まる「児童手当」

手当月額	所得制限限度額未満の方	所得制限限度額以上の方	
0歳～3歳未満	15,000円	児童1人につき 5,000円 ※平成24年10月支払分から適用	
3歳～小学生	第1子、第2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生	10,000円		

子ども手当と同じ

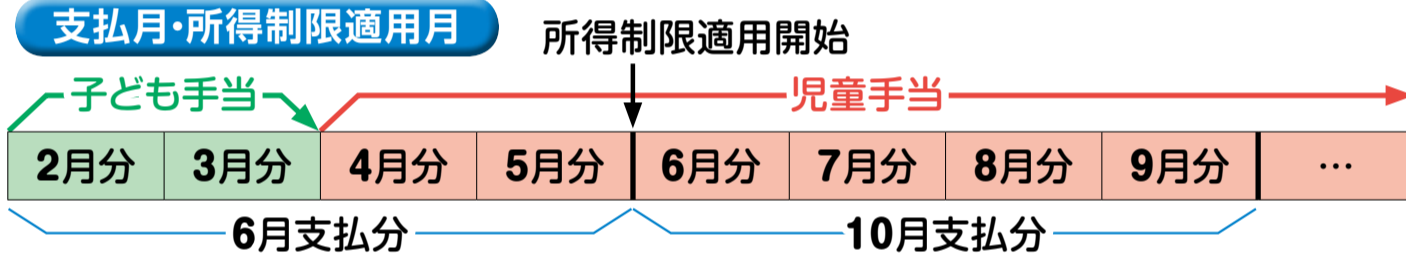
児童手当から新しく設定

### 所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得額	収入額	扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622万円	833万3千円	3人	736万円	960万円
1人	660万円	875万6千円	4人	774万円	1,002万1千円
2人	698万円	917万8千円	5人	812万円	1,042万1千円

(例:配偶者と子ども2人を扶養している場合は、扶養親族等の数3人にあたります)

### 支払月・所得制限適用月



# 「子ども手当」から「児童手当」制度へ

児童手当法が改正され、従来の制度であった「子ども手当」が4月より「児童手当」制度に変更となりました。これにより、新たに6月から所得制限が設けられます。所得制限限度額以上の方は、児童1人につき

月額5,000円の支払いとなりますが、所得制限限度額未満の方には、従来の子ども手当と同じ金額が支払われます(左記の表参照)。本年度の最初の支払いは、2月分から5月分までを6月8日(金)に予定しています。

### 児童手当の手続き(現況届)

6月1日現在市川市内にお住まいの方で、児童手当を受け取っている方は、現況届の提出が必要です(ただし5月中旬に児童手当を申請され、6月支払い開始となる方は不要です)。提出が必要な方には後日、案内をお送りしますので、手続きをお願いします。

※従来どおり、出生や転入などの際は改めて手続きが必要ですので、ご注意ください。

### 児童手当を請求できる方

父母のうち生計を維持する程度の高い方(共働きの場合は、恒常的に所得の高い方)未成年後見人や父母指定者で、父母と同様の要件で児童を養育している方(里親)

児童養護施設などの施設設置者

↓平成24年6月から、児童福祉法に基づく指定医療機関の設置者も児童手当の受給対象となります。指定医療機関に入院している子どもについては手続きが必要となります。

### 子ども手当の請求はお早めに

平成23年10月以降の子ども手当(子ども手当)の請求書の提出期限が、平成24年9月末まで延長になりました。まだ提出していない方は早めに手続きしてください(平成23年10月以降、子ども手当の振り込みがない方は、まだ提出していない可能性があります)。

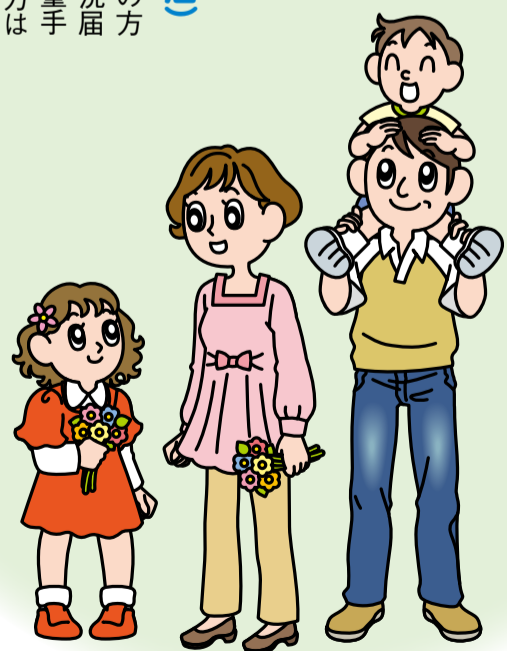
既に提出済の方は、児童手当の請求をする必要はありません。

### 子どもの医療費 助成制度の所得制限 限度額が変更

児童手当法等の改正により、子どもの医療費助成制度の所得制限限度額が、4月から変更になりました(上記の所得制限限度額表を参照)。

これにより、今まで所得制限限度額を超過していた方も、助成対象となる場合があります。

所得制限限度額の変更により、新たに助成対象となった小学校1年生、中学校3年生については、償還払いで助成が受けられますので、4月以降の領収書を大切に保管しておいてください。



### 受付時間・窓口

●市役所子ども福祉課 ●行徳支所福祉課	月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分 (水曜日のみ午後8時まで)
●大柏出張所 ●南行徳市民センター	月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分
●市川駅行政サービスセンター	月～金曜日 午前8時45分～午後8時 土曜日 午前8時45分～午後5時